

常任委員会の審査から

各委員会に付託された条例案補正予算案などのうち、主な議案について、審査した内容の一部(主な質疑項目、意見の概要)をお伝えします。

財政総務

火災予防条例の一部改正
(全員賛成で承認)

◆主な質疑項目

住宅用火災警報器の設置義務化について
市民に分かりやすく正確な情報の提供とPR
機器販売等に伴う悪質商法への全庁的な対策の必要性
努力規定となっている台所等への設置義務化の検討

1 本会議で新築住宅に關して台所の設置義務化も検討するといふ答弁があつたが、ぜひその方向を進めるよう要望する。
2 条例改正に伴い、悪質商法が出回ることが懸念される。他の部署とも連携し、消費者を守る手だてに取り掛かれたい。
3 火災警報器の設置を義務付けることで自己責任の範囲が非常に増大する。また、悪質な訪問販売などの行為が頻発する心配もある。早期に開業業界等と話し合いをして、国や府を挙げての取組みになるよう、その一端を担うことを強く求める。

福祉環境

コミュニティセンター条例の一部改正
(賛成多数で承認)

◆主な質疑項目

利用者の食費負担額の妥当性を図る努力をしているが、我が市として利用者負担増の軽減

党は、今回の介護保険法の改正そのものに反対している。本案についても反対する。
総合福祉会館条例の一部改正 (賛成多数で承認)
◆主な質疑項目
条例施行日と利用者食費負担額の改定日に、1月の期間を設ける理由
利用者の食費負担額と市の助成の在り方

◆反対意見の概要
市として利用料の助成を考へていることは評価するが、本案は介護保険法の改善に基づくものであり、同法の改正には反対している。賛成できない。

◆反対意見の概要
介護老人保健施設特別会計補正予算 (賛成多数で承認)

◆主な質疑項目



亥の子谷デイサービスセンターの風景

市税条例の一部改正
(賛成多数で承認)

◆主な質疑項目

65歳以上の者に対する市民税の非課税措置の廃止等による福祉施策などへの影響及び本市の今後の対応
条例改正に伴う市民への影響等についての庁内での情報の共有化

◆賛成意見の概要

法改正によるものであると理解しているが、その後をどうするのか、今からの地方自治体に課せられた義務であると考えられる。その点を市民が納得、理解できるように努めることを強く求める。

◆反対意見の概要

本年5月議会での65歳以上の非課税措置廃止に対するも反対意見を述べたが、



救命講習会でのAEDの実習

文教市民

住民基本台帳の閲覧制限条例 (全員賛成で承認)

◆主な質疑項目

住民基本台帳の閲覧制度等の在り方について、国の方向性が出ていない中で、本市が先行して条例を制定する理由
閲覧の特例を適用する際の明確な判断基準の必要性
選挙管理委員会の選挙人名簿抄本などの閲覧との整合性

◆主な質疑項目

一般会計補正予算中所管分 (全員賛成で承認)

◆主な質疑項目

介護老人保健施設の利用者食費負担額の改定期と市民への十分な周知
施設滞在者の食費負担額助成事業の創設に向けた考え方

◆反対意見の概要

本案は、介護保険法の改正に基いて利用者に居住費や食費の大幅な負担増を図るものである。市は、滞在者については、食費の助成を考へていないので、本案に反対する。

建設

新芦屋上地区計画区域内の建築物制限条例 (全員賛成で承認)

◆主な質疑項目

新芦屋上地区計画区域内における生活道路のバリアフリー



開発が進む新芦屋上の地区計画区域

◆主な質疑項目

化と信号機等の設置
違反建築物に対する罰則規定の適用と原状回復の徹底
他の地区計画の制限区域内における罰則規定の適用例

◆主な質疑項目

一般会計補正予算中所管分 (全員賛成で承認)



紫金山公園(岸部北)

業について
市が用地を買収して文化財を保護する基準
府史跡の指定から十数年経って整備を行う理由及びこの間における地域住民からの整備要望の有無
瓦葺跡(瓦を焼いた窯の跡)の維持管理と市民へのPR方法

紫金山公園(岸部北)の整備

吉志部瓦葺跡工跡整備事業との連携
陶芸の里ゾーンと市立博物館をつなぐ通路の整備
紫金山公園整備事業の総事業費と用途別の内訳
紫金山公園水辺の整備予定

請願

採択された請願

9月定例会では、市民から提出された請願1件を採択しました。

障害児タイムケア事業の早期実施を求める請願
放課後や長期休暇中に身体的に障害がある中学生・高校生等の保育を行う障害児タイム

請願書(陳情書)の提出について

継続審査となった請願

9月定例会では、市民から提出された請願1件を継続審査としました。

吹田市法外援助事業における夏期・歳末見舞金制度の継続を求める請願

採択請願の処理報告
5月定例会で採択した請願1

その後、請願内容に沿うような形で協議が行われた。

市民のみならず、市政に対する要望や意見を文書にいつでも市議会に提出することができます。

請願書が議会に提出されると、所管の委員会に付託して慎重に審査します。本会議で、最終的に採択(取り上げるべき)と決定した場合は、市長に送付し、市長からは次の定例会に請願の処理の経過及び結果が報告されます。

また、陳情書については、その写しを全議員に速やかに配布して内容の周知を図っています。

提出にあたっては、次のことに留意してください。

- ① 請願書の場合は、請願を紹介する市議会議員(1名以上)の署名または記名押印が必要です。
- ② 件名のほか、本文には請願(陳情)の趣旨、理由、提出年月日、提出者の住所、氏名(法人、団体の場合は、その名称と代表者名)を記載し、押印してください。
- ③ 施設、場所など、内容の箇所がわかりにくいときは、図面を添付してください。

【記入例】 (表紙)

<p>に関する請願(陳情)</p> <p>紹介議員(陳情の場合は不要) (議員氏名)</p>	<p>に関する請願(陳情)</p> <p>吹田市議会議員 殿 平成 年 月 日</p> <p>請願者(陳情者) 住所 氏名 (ほか 人)</p> <p>趣旨</p> <p>理由</p>
----------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

この「すいた市議会だより」は15万8,800部作成し、1部当たりの単価(配布費用を含む)は13円です。